

EPARK コールネットワーク利用約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. 「EPARK コールネットワーク利用約款」(以下「本約款」といいます)は、申込書に記載の販売店(以下「当社」といいます)が電話転送等にかかるサービス(以下「本サービス」といい、次条に定義します)の利用契約(以下「本契約」といいます)を締結した契約者(以下「登録店舗等」といいます)に対して適用されるものとします。
2. 当社は、本契約及び本約款に基づき本サービスを提供するものとし、登録店舗等は、本契約及び本約款に定める義務を誠実に履行するものとします。

第2条 (定義)

本約款における各用語の定義は、次のとおりとします。

- ① 「本サービス」とは、当社が、本契約及び本約款に基づき提供する転送電話サービスをいい、次の各号に定めるサービスを総称したものをいいます。
 - A 電話番号発番サービス：当社が、登録店舗等に対して専用電話番号を発番するサービスをいいます。
 - B 転送サービス：登録店舗等が、当社が取扱う情報掲載サイト(以下「情報サイト」といい、ウェブサービスを含みますがこれに限らない)にてAのサービスにて発番した電話番号を利用し、ユーザーから登録店舗等の利用にかかる予約の受け付けを行うことができるサービスをいいます(Aのサービスの利用が前提となります)。
 - C 管理ツール提供サービス：当社が本サービスを提供するにあたり、任意の登録店舗に対して非独占的に利用を許諾する本サービスを管理するためのシステム(以下「コールネットワークシステム」といいます)を提供するサービスをいいます。
- ② 「店舗情報」とは、本契約及び本約款に基づき、当社の定める様式により登録店舗等が別途当社に提供した当該登録店舗等に関する情報をいいます。
- ③ 「ユーザー」とは、情報サイトの利用者一般をいいます。
- ④ 「予約者」とは、コールネットワークシステムを通じて登録店舗等の利用にかかる予約を行ったユーザーをいいます。
- ⑤ 「予約契約」とは、予約サービスにかかる登録店舗等と予約者との間の契約をいいます。
- ⑥ 「予約サービス」とは、予約者に対して本サービスによる予約契約に従った役務を提供するサービス及びこれに附帯関連するサービスをいいます。
- ⑦ 「予約確保義務」とは、予約契約に基づく登録店舗等の債務等を誠実に履行する義務をいいます。

第3条 (本サービス利用申込み)

1. 登録店舗等は、本サービスにかかる申込みを行う場合には、本契約、本約款及び本サービスの仕組みを理解・承諾の上、当社の定める方法及び様式により申込みものとします。
2. 登録店舗等は、前項規定の申込みにあたっては、当社に対し、次の各号に定める書類(以下「必要書類」といいます)を提出するものとします。
 - ① 利用申込書
 - ② 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書
 - ③ その他当社が別途指定した書類
3. 前項の定めに関わらず、当社と登録店舗等との間に他の取引及び契約等がすでにある場合には、別途当社の定めにより、本条の申込みとみなす場合があります。

第4条（契約の成立等）

1. 第3条の登録店舗等による本サービスにかかる申込みがなされ、当社が当社の定める基準に基づく審査により適格と判断した場合において、当社による承諾の意思表示を登録店舗等に発信した時をもって、当社と登録店舗等の間に本契約が成立するものとします。
2. 登録店舗等は、本サービスを利用するために必要なハードウェア、ネットワーク及び電話回線等の設備を、自己の責任と負担により調達しなければならないものとします。

第5条（登録店舗等の基本的遵守事項）

1. 登録店舗等は、本サービスの利用にあたっては、本契約、本約款、その他関係諸法令・諸規則を遵守しなければならないものとします。
2. 登録店舗等は、本サービスを通じてユーザーに店舗情報を提供する際は、虚偽の情報を提供する行為及び第三者の権利を侵害する行為を行ってはならないものとします。
3. 前項のほか、登録店舗等は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当し、又は該当するおそれのある行為をしてはならないものとします。
 - ① 当社に虚偽の事項を届け出る行為
 - ② 法令の定めを違反する行為
 - ③ 犯罪に結びつく行為及びその可能性のある行為
 - ④ 公序良俗に反する行為
 - ⑤ 誤認・混同等ユーザーの判断又は意思決定に瑕疵を与えるおそれのある行為
 - ⑥ 当社又は第三者（他の登録店舗等を含みます）に対して、知的財産権を含む財産権の侵害、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
 - ⑦ 当社と同種又は類似のサービスを提供する行為
 - ⑧ 当社の事業（本サービスを含みますがこれに限りません）の運営・維持を妨げる行為
 - ⑨ 有害なコンピュータープログラム等を送信し又は書き込む行為
 - ⑩ その他当社が本サービスの利用に不相当と認める行為

第6条（ID及びパスワード）

1. 当社は、コールネットワークシステムを利用する登録店舗等に対してコールネットワークシステム利用のために必要なID及びパスワードを発行することがあります。
2. 登録店舗等は、前項の規定により発行されたID及びパスワードについて、第三者に知られないよう厳重に管理し、定期的にパスワードの変更を行うなど、ID及びパスワードの盗用を防止する措置を自己の責任において行うものとします。ID及びパスワードの盗用、不正使用その他の事故があっても、当社は一切責任を負いません。
3. 登録店舗等は、自己のID及びパスワードによりコールネットワークシステムへのアクセス又は利用があったときは、これを登録店舗等自身による正当なアクセス又は利用とみなされることに同意するものとします。但し、当社の故意又は重過失によりID等が第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第7条（予約サービスの提供）

1. 登録店舗等は、予約者に対し、予約サービスをその責任において提供するものとし、当社はこれに一切関与しません。
2. 登録店舗等は、前項の規定に基づき予約者に提供される予約サービスが、予約時において予約者に提供されている情報と同一であることを保証します。万一、当該情報と同内容の予約サービスを予約者に提供することができない場合、登録店舗等は、当該情報と同程度であると当社が合理的に判断できる内容の予約サービス（以下「代替サービス」といいます）を予約者に提供しなければなりません。

第8条（本サービスに関する登録店舗等の遵守事項）

1. 登録店舗等は、法令その他の諸規則等を遵守の上、予約者に対し予約サービスを提供するものとします。
2. 登録店舗等は、登録店舗等の他の顧客と比較して予約者を不利な条件で取扱う行為その他当社の信用を損なう行為を行わないものとします。
3. 登録店舗等は、予約サービスにつき、予約者からの苦情（登録店舗等内に関する苦情を含みます）等を受けた場合には、当該苦情等につき誠実に対応するものとします。なお、当社を通じて予約者の苦情等の報告を受けた場合も同様とします。
4. 登録店舗等は、予約確保義務の不履行等により、登録店舗等が予約サービスを提供できない場合には、自己の責任と負担において、予約者に対し誠実かつ妥当な対応を行い、予約契約の不履行にかかる紛争等の解決をするものとし、当社を予約者との紛争等から一切免責及び防御するものとします。
5. 前項の規定は、当社が必要と認めた場合、当社が登録店舗等に代わって予約者に対応することを妨げるものではありません。なお、当社が登録店舗等に代わって対応を行った場合、当社は対応に要した費用を登録店舗等に請求することができるものとします。
6. 予約確保義務の不履行が生じ又は生じるおそれがある場合には、登録店舗等は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
7. 天災地変等やむを得ない事由により、登録店舗等が予約サービスを提供できない場合には、自己の責任において、直ちに予約者に対して予約サービスの履行が不可能である旨を通知した上で、当社に対しても同様の通知をするものとします。
8. 登録店舗等は、本サービスの利用にあたり、次に掲げる行為をしてはならないものとします。
 - ① 本サービスに関し利用しうる情報を改竄する行為
 - ② 本サービスの仕様を第三者に漏洩する行為
 - ③ その他当社が別途定める行為

第9条（解除・利用停止等）

1. 第7条第2項にかかる代替サービスが提供されなかった場合、当社は、本契約の全部又は一部の解除その他の措置（情報掲載サービスにかかる店舗情報の全部又は一部の掲載保留、店舗情報の削除、コールネットワークシステムの一定期間の利用停止措置を含むものとし、以下総称して「解除措置等」といいます）をとることができるものとします。
2. 当社が、予約者等からの苦情又は登録店舗等による予約サービスにかかるトラブル等（登録店舗等の予約確保義務の不履行によるものを含みますが、これに限りません）から、当該登録店舗等による本サービスの利用が、本サービスの信用等に影響を及ぼす可能性があるとして合理的に判断した場合、当社は、即時に、本契約の解除措置等をとることができるものとします。
3. 登録店舗等は、当社が前項の規定に基づいて本サービスの信用等に影響を及ぼす可能性があるとして判断した根拠を、予約者及びユーザーに対して開示することを承諾し、当該開示に対して、何らの異議申し立て、主張、請求も行わないものとします。
4. 第1項及び第2項のほか、本契約を締結してから1年間本サービスの利用がない場合や本サービスを明らかに利用していないと当社が確認できた場合、当社は、本契約を解除することができるものとします。

第10条（本契約の終了時又は「管理ツール提供サービス」の利用終了時の措置）

1. 本契約終了日において、予約者に対して予約サービスが提供されていない等、債務の履行が完了していない予約契約が存在している場合、登録店舗等は、自己の責任において、予約サービスの提供その他債務の履行をするものとします。
2. 本契約の終了原因を問わず、登録店舗等は、本契約終了日の翌日以降IDを使用することができません。

第11条（本サービスの利用料金及び支払方法）

1. 登録店舗等は、当社に対し、本サービスの利用料を当社の定める方法により支払うものとします。
2. 当社は、毎月末日締めにて、前月度の本サービス利用料（消費税及び地方消費税別途加算）を登録店舗等に請求するものとします。
3. 本サービスの利用料の決済方法は、以下のいずれかによるものとします。
 - ① ライフカード株式会社が定めるライフペイメント会員決済支払規約に基づく方法
 - ② その他当社が別途定める方法
4. 登録店舗等は、当社が登録店舗等に対する債権について、登録店舗等への個別の通知や承諾なしに、第三者にその請求・回収を委託する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
5. 当社が、本サービス利用料を当社の定める方法で当該登録店舗等から徴収できなかった場合は、翌月請求時に未徴収分を合わせて請求することができるものとします。

第12条（遅延損害金）

登録店舗等が、支払期日までに本サービスにかかる利用料金の支払いその他本契約に基づく債務の履行を行わなかった場合、登録店舗等は、当該支払期日の翌日から支払うべき金額に対し、年14.5%の遅延損害金を当社に対して支払うものとします。

第13条（機密保持）

1. 登録店舗等は、当社の事前の承諾なく、本サービス又は本契約に関して知り得た情報（以下「機密情報」といいます）を、本契約の遂行の目的以外のために使用せず、かつ、第三者に開示又は漏洩しないものとします。但し、以下の各号の情報は、「機密情報」に該当しないものとします。
 - ① 当社から開示された時点で、公知である情報
 - ② 当社から開示された後、登録店舗等の責によらず公知となった情報
 - ③ 第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - ④ 当社から開示された情報によることなく独自に開発した情報
2. 登録店舗等は、当社から要求があった場合又は本契約が終了した場合、直ちにすべての機密情報を当社に返却し、又は当社の指示に従って廃棄するものとします。

第14条（個人情報）

1. 個人情報とは、本サービスに付随してユーザーから開示された情報で、個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレスその他個人を特定しうる一切の情報をいいます。
2. 登録店舗等は、本サービスの利用を通じて入手した個人情報を適切に扱い、以下の行為をしてはなりません。
 - ① 第三者に開示又は漏洩すること
 - ② 個人情報を本人の同意を得ることなく、予約契約に基づく予約サービスの提供及びこれに付随する範囲を超えて、複写、紙媒体への出力、フロッピーディスク等の記録媒体への格

納、ダイレクトメールの作成・発送及び個人情報を利用した記録・資料等の作成を行うこと

- ③ 破壊又は改ざんすること
- ④ 第三者に対して自己のために営業活動・営利活動を行うこと
- 3. 登録店舗等は、個人情報への不当・不正なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して、最善の安全対策を講じなければならないものとします。
- 4. 登録店舗等は、自己が「個人情報の保護に関する法律」上の個人情報取扱事業者に該当するか否かを問わず、同法に定める個人情報取扱事業者としての義務その他関連法令・諸規則等を遵守するものとします。
- 5. 本条の定めは、本契約終了後も期間の定めなく有効に存続するものとします。

第15条（契約期間及び解除等）

- 1. 本契約の有効期間は、本契約の成立日から開始し、本契約の成立日の翌月1日から1年間を経過する日の前日に満了するものとします。但し、本契約期間満了日の1ヶ月前までに当社又は登録店舗等のいずれからも別段の意思表示が為されない場合には、同一条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- 2. 当社及び登録店舗等は、理由の如何を問わず、本契約期間中いつでも、1ヶ月以上の予告期間をもって相手方に書面で通知することにより、本契約を解約することができます。なお、本項に基づく本契約の解約の期日は、相手方に対して当該通知が到着した日の属する月の翌月末日とします。
- 3. 前項にかかわらず、登録店舗等が次の各号の一に該当する場合、当社は、即時に、解除措置等をとることができるものとします。
 - ① 本契約又は本約款の規定に違反し是正を求めたにもかかわらず是正しないとき、又は是正できないことが明らかとなるとき
 - ② 当社の名誉、信用、評判を毀損したと当社が判断したとき
 - ③ 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、又は破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立て若しくは申し立てを受けたとき
 - ④ 手形・小切手の不渡処分を受け、又はその他支払い不能となったとき
 - ⑤ 事業の全部又は重要な部分を他に譲渡したとき
 - ⑥ 合併等により経営環境に大きな変化が生じたとき
 - ⑦ 解散決議をしたとき
 - ⑧ 財産状況に重大な不安が生じたとき
 - ⑨ 営業を廃止したとき、又は清算に入ったとき
 - ⑩ 当社に不利益をもたらしたとき、又は不利益をもたらすおそれがある行為をしたとき
 - ⑪ 当社との間の信頼関係が破壊された又はそのおそれがあると、当社が合理的に判断したとき
 - ⑫ 本サービスの利用料を一定期間支払わなかったとき
 - ⑬ その他本契約又は本約款に定める事項を遂行できる見込みのなくなったとき

第16条（使用許諾）

- 1. 本サービスに関する著作権その他の知的財産権はすべて当社に帰属します。但し、当社は、コールネットワークシステムを含む本サービス及びこの利用が、第三者の権利を侵害しないことを保証するものではありません。
- 2. 前項の定めにかかわらず、本サービスの登録画像の著作権は、当該登録店舗等に帰属するものとします。但し、登録店舗等は、当社に対し、当該登録画像の加工・公開その他本契約及び本約款の目的を遂行するための使用を予め無償で許諾するものとします。

3. 当社は、コールネットワークシステムについて、当社の裁量により自由にその仕様を変更し、バージョンアップすることができるものとし、登録店舗等は、これに対して異議を述べないものとしします。
4. 登録店舗等は、コールネットワークシステム及びこれに関連するファイル、データ、資料その他本サービスにかかる一切のファイル、データ若しくは資料を、改造、改変又は複製してはなりません。
5. 本契約が事由の如何を問わず終了した場合においても、当社は、当社の任意の判断により、本契約終了前の本サービス上に掲載された登録店舗等に関する一切の情報（登録店舗等が作成、提供した情報に限らずクチコミ等の情報を含む）の掲載を無償で継続することができるものとし、この点につき、登録店舗等は一切異議を述べないものとしします。

第17条（登録店舗等利用促進のための利用許諾）

1. 登録店舗等は、本契約期間中、当社が、登録店舗等の利用促進及び情報提供の多元化等を目的として、当社の定める媒体（以下、総称して「ガイドブック等」といいます）において、当社が店舗情報を利用することを、当社に対して予め許諾します。なお、当社の関連会社（資本関係を問わず、業務提携先等も含みます。以下同じ。）による店舗情報の利用も予め許諾します。
2. 前項の店舗情報の利用許諾は、当社が、すべての店舗情報をガイドブック等に掲載することを意味しません。
3. 当社は、第1項に規定する店舗情報の利用許諾に基づき、当社の定める方法にて店舗情報を利用する場合には、事前に当該登録店舗等にその内容を通知するものとしします。

第18条（代行）

当社は、次に定める業務の全部又は一部を、それぞれ、当社の関連会社に委託することができるものとしします。

- ① 本サービスを利用する登録店舗等の募集業務
- ② 本サービスの利用料金の請求及び回収業務
- ③ 登録店舗等との窓口対応業務
- ④ コールネットワークシステムに関する業務
- ⑤ その他前各号に附帯関連する業務

第19条（「コールネットワークシステム」の一時的な停止）

当社、次の各号に該当する場合には、登録店舗等へ事前に通知することなく、コールネットワークシステムを含む本サービスの一時的な運営の停止を行うことがあります。

- ① コールネットワークシステムの保守又は仕様の変更を行う場合その他本サービス全般の保守又は変更を行う場合
- ② 天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあり、本サービスの運営ができなくなった場合
- ③ 当社が、やむを得ない事由によりコールネットワークシステムを含む本サービスの運営上一時的な停止が必要と判断した場合

第20条（免責）

1. 本サービスの利用を通じて締結される予約契約は、登録店舗等と予約者との間において直接締結されるものであり、予約サービスの提供に関してはすべて登録店舗等と予約者の間で決定されるものとし、これに関係する予約者及びその他の第三者に対する一切の責任は、

登録店舗等が負うものとし、また、当社は本サービスの利用により登録店舗等の予約者の増加を保証するものではありません。

2. 当社は、天災地変その他不可抗力、回線の輻輳、機器の障害又は前条の規定に基づく本サービスを含む情報サイトの運営の停止、店舗情報の消去、店舗情報提供の遅延、誤送及び商機の損失等につき、一切責任を負わないものとし、登録店舗等は、これらの事情を理由として、利用料金の返還又は減額、損害の賠償等の請求その他の主張を当社に対して一切行わないこととします。
3. 当社は、登録店舗等に対し、登録店舗等に対する顧客の誘引及び予約について、何らの保証も行わないものとし、また、登録店舗等が被った損害等一切責任を負わないものとし、登録店舗等は、これらの事情を理由として、利用料金の返還又は減額、損害の賠償等の請求その他の主張を当社に対して一切行わないこととします。
4. 当社は、予約者が提供する情報の真偽・正確性（予約に基づく予約者の来店を含みます）等、その他予約者につき何ら保証も行わないものとし、また、当該情報に基づいて登録店舗等が被った損害等一切責任を負わないものとし、登録店舗等は、これらの事情を理由として、利用料金の返還又は減額、損害の賠償等の請求その他の主張を当社に対して一切行わないこととします。
5. 当社は、登録店舗等につき生じた損害について、当社の責に帰すべき明白な事由がある場合を除き、何らの賠償義務を負わないものとし、登録店舗等は、これらの事情を理由として、利用料金の返還又は減額、損害の賠償等の請求その他の主張を当社に対して一切行わないこととします。

第21条（約款の変更）

1. 当社は、本約款について重要な変更を行う場合には、変更内容・条件等（以下「変更条件」といいます）の適用開始日の1ヶ月前までに、登録店舗等に対して書面により変更条件を通知（以下「変更通知」といいます）するものとし、登録店舗等が、変更条件の適用開始後に本サービスを利用した場合、当社は、登録店舗等が変更条件を承諾したものとみなします。
2. 登録店舗等は、変更条件を承諾しない場合には、当社が登録店舗等に対し変更通知を発送又は発信した日より10日以内に、書面にて当社に対して異議申し立てをするものとし、登録店舗等は、これらの事情を理由として、利用料金の返還又は減額、損害の賠償等の請求その他の主張を当社に対して一切行わないこととします。
3. 前項の規定により登録店舗等より異議申し立てがあった場合には、当該変更条件適用開始日の前日をもって、当該登録店舗等との間の本契約は終了するものとし、登録店舗等は、これらの事情を理由として、利用料金の返還又は減額、損害の賠償等の請求その他の主張を当社に対して一切行わないこととします。

第22条（権利義務譲渡の禁止）

1. 登録店舗等は、本契約上の地位及び当該地位に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、任意で、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとし、登録店舗等は、これらの事情を理由として、利用料金の返還又は減額、損害の賠償等の請求その他の主張を当社に対して一切行わないこととします。
2. 登録店舗等は、当社が実質的に当社の事業の全部又は一部を関連会社その他の者に承継させることに伴い、本契約を承継させることにつき承諾するものとし、登録店舗等は、これらの事情を理由として、利用料金の返還又は減額、損害の賠償等の請求その他の主張を当社に対して一切行わないこととします。

第23条（合意管轄）

本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（条項の独立性）

本約款の一部の条項が法令への不適合その他の理由によりその全部又はその一部が無効又は執行不能とされた場合であっても、本約款の残りの条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の残りの部分の効力には何らの影響を及ぼしません。

第25条（誠実協議）

本約款に定めのない事項又は本約款の各条項の解釈に疑義が生じた場合、当社と登録店舗等は、誠意をもって協議し解決するものとし、登録店舗等は、これらの事情を理由として、利用料金の返還又は減額、損害の賠償等の請求その他の主張を当社に対して一切行わないこととします。

制定日：平成 25 年 8 月 1 日
改訂日：平成 26 年 5 月 7 日
改訂日：平成 27 年 4 月 1 日